

建企技第 250204001 号

建企契第 250204001 号

令和 7 年 2 月 5 日

本社内関係各長 殿

各地方機関の長 殿

建設企画部長

(公印省略)

復旧・復興建設工事共同企業体の取扱いについて (通達)

災害時において、不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保することにより、復旧又は復興工事の円滑な施工を確保するため、被災地域の建設企業が、被災地域外の建設企業と共同し、その施工力を強化するために結成される復旧・復興建設工事共同企業体(以下「復旧・復興 J V」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

記

1. 対象工事等

復旧・復興 J V が競争に参加することができる工事は、鉄道事業者から受託した災害からの復旧・復興工事を対象とする。ただし、下記(1)から(3)に該当する工事を除く。

(1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構における物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成 15 年 10 月機構規程第 80 号)の対象工事

(2) 特定 J V (「共同企業体運用基準について」(令和 4 年 3 月 18 日付け事監契第 220316001 号・技積第 220316001 号通達)記 1 に定める特定建設工事共同企業体という。以下同じ。)のみを対象とする工事

(3) 上記のほか、工事の施工管理上、復旧・復興 J V による施工が不相当と判断する工事

また、復旧・復興 J V は、災害の復旧・復興工事を被災地域内の企業単体のみでは施工体制を確保できない状況にある期間において活用するものとする。

なお、復旧・復興 J V を活用可能な期間等については、被災地域内の企業の施工体制

等を踏まえ、当該受託事業を所掌する発注機関の契約担当役（以下、単に「契約担当役」という。）が定めるものとする。

2. 復旧・復興JVの内容

(1) 構成員の数

構成員の数は、2者又は3者とする。

(2) 組合せ

構成員の組合せは、同一の等級（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構工事競争参加者資格確認取扱規程（平成15年10月機構規程第140号。以下「資格確認規程」という。）第4条第2項に基づき定める等級の区分による。以下同じ。）若しくは直近の等級に認定された有資格業者又はこれと同等と認められる者の組合せとし、被災地域の地元建設企業（被災地域に主たる営業所を有する建設企業をいう。以下同じ。）を少なくとも1者含むものとする。被災地域の範囲並びに被災地域及び被災地域外の構成員に求める要件については、契約担当役が定めるものとする。

(3) 構成員の技術的要件等

構成員は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

ア すべての構成員について、登録しようとする種別に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、この限りではない。

イ すべての構成員について、工事1件の請負代金の額が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項で定める金額にあつては、発注工事に対応する建設業法の当該許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第7条の3第2号に掲げる要件（実務経験のみの要件を除く。）に該当するものであつて、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。）を工事現場に専任で設置することができること。

ただし、地域における技術者の分布状況からみて、国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で設置することが過重な負担を課することとなると認められる場合にあつては、国家資格を有しない主任技術者（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者のうち、国家資格を有する主任技術者でない者であつて、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。）を設置することで足り、工事規模に見合った施工能力を有する構成員が当該許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で設置する場合は、他の構成員の設置する技術者の専任を求めないものとする。

また、分担施工を行う場合には、各構成員の分担工事及びその価額に応じて技

術者を設置すること。

(4) 出資比率要件

ア 甲型の復旧・復興 J V（復旧・復興建設工事共同企業体協定書（甲）を使用する復旧・復興 J Vをいう。以下同じ。）の場合の構成員の出資比率の最小限度基準は、次によるものとする。

（ア） 2 者の場合は 30%以上

（イ） 3 者の場合は 20%以上

イ 乙型の復旧・復興 J V（復旧・復興建設工事共同企業体協定書（乙）を使用する復旧・復興 J Vをいう。以下同じ。）について分担工事額がない者を構成員とすることは認めない。

編注 復旧・復興建設工事共同企業体協定書（甲）を使用するのは共同施工方式の場合であり、復旧・復興建設工事共同企業体協定書（乙）を使用するのは分担施工方式の場合である。

(5) 代表者要件

代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があるとの観点から、被災地域の地元建設企業とすることを原則に構成員において決定された者とし、その出資比率は、構成員において自主的に定めるものとする。

3. 入札手続等

(1) 同一の企業が、単体、経常 J V又は復旧・復興 J Vのうち複数の形態をもって同一の入札に同時に参加することは認めないものとし、その旨を入札公告及び入札説明書に記載することとする。

(2) 復旧・復興 J Vが参加する競争への単体企業や経常 J Vの参加を妨げるものではなく、また、単体企業や経常 J Vの参加が見込まれない状況において復旧・復興 J Vのみで競争を行うことも差し支えない。地域の実情や施工可能企業の状況に応じて、契約担当役が適切に判断するものとする。

(3) その他、復旧・復興 J Vの入札参加に関する詳細については、地域の実情や施工可能企業の状況に応じて、契約担当役が適切に判断するものとする。

(4) 復旧・復興建設工事共同企業体協定書（甲、乙）については、別添のとおりとする。

(5) 復旧・復興 J Vによる競争への参加を認めるときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公示し、これにより入札参加資格の申請を行わせるものとする。

ア 復旧・復興 J Vによる施工を認める工事である旨及び当該工事名

イ 工事場所

ウ 工事の概要

エ 資格確認申請書及び復旧・復興建設工事共同企業体協定書（甲、乙）の写し

の受付期間及び受付場所

オ 復旧・復興 J V の構成員の数、組合せ、構成員の技術的要件、出資比率要件及び代表者要件

カ 認定資格の有効期間

キ その他必要と認める事項

(6) 当該工事の競争に参加を希望する復旧・復興 J V に対し、資格確認申請書及び復旧・復興建設工事共同企業体協定書（甲、乙）の写しを提出させるものとする。

(7) 復旧・復興 J V から前項の資格確認申請書及び復旧・復興建設工事共同企業体協定書（甲、乙）の写しの提出を受けた場合は、当該内容を審査し、適格なものを有資格者として認定するものとする。

なお、当該認定は、認定の対象となった工事についてのみ有効とするものとする。

4. 監理技術者等の制度運用について

復旧・復興 J V の主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の制度運用については、次のとおりとする。

(1) 甲型の復旧・復興 J V の場合

下請契約の額が建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条第 2 項に定める額未満となる場合又は下請契約を締結しない場合は、全ての構成員は主任技術者を工事現場毎に設置しなければならない。設置される主任技術者は原則として国家資格を有する者とする。また、請負金額が同法第 26 条第 3 項に定める額以上となる場合は設置された主任技術者は専任でなければならない（専任特例の場合（建設業法第 26 条第 3 項ただし書きの規定による場合又は同法第 26 条の 5 第 1 項の規定による場合のことをいう。以下同じ。）はこの限りでない。）。

下請契約の額が同法第 26 条第 2 項に定める額以上となる場合は、特定建設業者たる構成員 1 人以上が監理技術者を設置しなければならない。その他の構成員は主任技術者を設置しなければならない。この場合にも、設置される主任技術者は原則として国家資格を有する者とする。また、請負金額が同法第 26 条第 3 項に定める額以上となる場合は設置された監理技術者は専任でなければならない（専任特例の場合はこの限りでない。）。

ただし、工事規模に見合った施工能力を有する構成員が当該許可業種に係る監理技術者等を専任で設置する場合（専任特例の場合を含む。）は、その他の構成員が設置する監理技術者等は専任を求めない。

(2) 乙型の復旧・復興 J V の場合

分担工事に係る下請契約の額が同法第 26 条第 2 項に定める額未満となる場合又は下請契約を締結しない場合は、当該分担工事を施工する建設企業は、主任技術者を当該工事現場に設置しなければならない。設置される主任技術者は原則として国家資格

を有する者とする。また、分担工事に係る請負金額が同法第 26 条第 3 項に定める額以上となる場合は設置された主任技術者は専任でなければならない（専任特例の場合はこの限りではない）。

分担工事に係る下請契約の額が同法第 26 条第 2 項に定める額以上となる場合は、当該分担工事を施工する特定建設業者は、監理技術者又は特例監理技術者を設置しなければならない。また、分担工事に係る請負金額が同法第 26 条第 3 項に定める額以上となる場合は設置された監理技術者は専任でなければならない（専任特例の場合はこの限りではない）。

（3）監理技術者等の専任期間

復旧・復興 J V が、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても、例えば工事が明らかに行われていない期間は工事現場への専任は、甲型及び乙型共に要しない。ただし、発注者と復旧・復興 J V の間で専任を要しない期間が設計図書又は打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

5. 競争参加資格及び建設業法上の取扱いについて

（1）復旧・復興 J V の構成員が有する競争参加資格（資格確認規程第 2 条に定める一般競争参加資格をいう。以下同じ。）の取扱いは、次のとおりとする。

ア 甲型の復旧・復興 J V の場合

全ての構成員が復旧・復興 J V により施工しようとする工事の工事種類に係る競争参加資格を有していること。

イ 乙型の復旧・復興 J V の場合

復旧・復興 J V が定めた分担工事の工事種類と、当該構成員の有する競争参加資格が対応していること。

（2）復旧・復興 J V による工事の施工において建設業法第 3 条第 1 項第 2 号に定める額以上となる下請契約は、次の要件を満たす場合に締結できるものとする。

ア 甲型の復旧・復興 J V において下請契約を締結する場合

甲型の復旧・復興 J V の下請契約は、構成員のうち 1 者以上（できる限り当該共同企業体の代表者が含まれていること。）が同法第 3 条第 1 項の規定に基づく特定建設業の許可を受けたものであること。

イ 乙型の復旧・復興 J V において下請契約を締結する場合

乙型の復旧・復興 J V の下請契約は、当該下請契約に係る分担工事を施工する構成員が同法第 3 条第 1 項の規定に基づく特定建設業の許可を受けたものであること。

6. 施工の監督について

共同企業体による施工の監督に当たっては、構成員全員による共同施工を確保するため、共同企業体の運営委員会の委員名及び工事事務所の組織、人員配置等を記載した共同企業体編成表や施工体系図、施工体制台帳等を提出させることとする。なお、この提出は、示方書又は内容説明書等により求めるものとする。

7. 復旧・復興 J Vによる実績の個別企業への反映について

- (1) 復旧・復興 J Vにより施工した工事については、次により算出した額を各構成員の完成工事高として取り扱うものとする。
 - ア 甲型の復旧・復興 J Vの場合
請負代金額に各構成員の出資の割合を乗じた額
 - イ 乙型の復旧・復興 J Vの場合
運営委員会で定めた各構成員の分担工事額
- (2) 復旧・復興 J Vにより施工した工事の成績評定については、甲型の復旧・復興 J V・乙型の復旧・復興 J Vいずれの場合も、工事全体の評価を復旧・復興 J V構成員各自の成績として取り扱うものとする。

8. 構成員、代表者又は出資比率等の変更

- (1) 構成員の脱退の取扱いについては、以下のとおりとする。
 - ア 甲型の復旧・復興 J Vについては、他の構成員全員及び発注者の承認がなければ、当該共同企業体が建設工事を完成する日まで脱退することができないものとする。
 - イ 乙型の復旧・復興 J Vについては、構成員は、当該共同企業体が建設工事を完成する日まで脱退することができないものとする。
 - ウ 構成員が工事途中で破産又は解散等した場合には、当然に当該共同企業体から脱退することとなるものとする。
- (2) 構成員の除名については、工事の途中において、一部の構成員に重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由が生じた場合に限り、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができる。この場合、当該共同企業体は、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- (3) 工事の途中において、一部の構成員が脱退した場合（除名した場合を含む。）、残存構成員のみでは適正な施工の確保が困難なときは、原則として契約を解除するものとし、新たな構成員の加入については入札契約の透明性・公平性等の観点から、真にやむを得ない場合を除いては認めないものとする。なお、脱退又は除名した構成員については再加入できないものとする。
- (4) 復旧・復興建設工事共同企業体協定書（甲）の復旧・復興建設工事共同企業体協定書第 8 条中「ただし、当該復旧・復興工事について発注者と契約内容の変更

増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。」旨の規定は、甲型の復旧・復興JVの場合、工事内容の変更の度に当初に定めた出資の割合を当然には変更するものではないという趣旨であるが、当該工事内容の規模又は性質の変更その他特段の事情に基づき各構成員の出資の割合を変更する合理的な必要性がある場合には、他の構成員全員及び発注者の承認により出資の割合を変更しても良い。出資の割合の変更に当たっては、請負契約の内容の変更に当たることから発注者に対しては、あらかじめ書面をもってその旨を通知し承認を得ることとする。

- (5) 代表者が脱退若しくは除名の場合又は代表者としての責務が果たせなくなった場合において、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

9. 構成員の一部について会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされた場合等の取扱い

- (1) 復旧・復興JVの構成員の一部について会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされた場合の取扱いについては、以下のとおりとする。なお、復旧・復興JVの構成員の一部について民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされた場合の取扱いについては、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされた場合の取扱いを準用する。

ア 更生手続開始の申立てが開札の時より前になされた場合

- (ア) 更生手続開始の申立てがなされた者（更生手続開始の決定後、理事長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。以下「被申立会社」という。）を含む復旧・復興JVについては、復旧・復興JVとしての認定（以下「認定」という。）及び競争参加資格の確認（以下「確認」という。）を行わないものとする。

既に確認を行っている場合においては、これを取り消し、その旨を当該復旧・復興JVに通知するものとする。

- (イ) 当該復旧・復興JVの被申立会社以外の構成員については、開札の時より前であれば、入札公告に定める期限にかかわらず、被申立会社に代わる構成員を補充した上で、新たに復旧・復興JVを結成し、認定及び確認の申請を行うことができるものとする。

ただし、(ア)の場合を除き、当該復旧・復興JVの競争参加資格が認められない旨の通知を受けているときは、この限りでない。

- (ウ) 復旧・復興JVにより行わせる競争に単体有資格者の参加を認める旨を入札公告において定めている場合においては、(イ)にかかわらず、被申立会社

に代わる構成員を補充せず、残余の構成員が単独で確認の申請を行うことができるものとする。

- (エ) (イ) 及び (ウ) の認定及び確認の申請があることをもって入札公告に定める入札及び開札の日時を変更することは行わないものとする。
- (オ) (イ) 及び (ウ) の認定及び確認の手続は、できる限り開札の時までに終了するよう、速やかに行うものとする。

イ 更生手続開始の申立てが開札の時以降になされた場合

- (ア) 開札後落札決定までの間においては、被申立会社を含む復旧・復興 J V については、認定及び確認を取り消し、その旨を当該復旧・復興 J V に通知するものとする。
 - (イ) 落札決定時以降は、契約書作成前であったとしても契約は部分的には成立しており、契約の相手方を変更することは認められない。
この契約の取扱いについては、被申立会社を含む復旧・復興 J V の施工能力を総合的に判断し、決定するものとする。
 - (ウ) (イ) の判断に当たっては、被申立会社以外の構成員の施工能力を踏まえつつ、現場の状況、下請企業及び金融機関との関係等を勘案して、当該復旧・復興 J V において施工が可能なものはできる限り施工させることを基本とする。
 - (エ) 契約書作成前にあつては、施工が可能であると判断される場合には、契約書を作成し、不可能であると判断される場合には、契約の解除を申し入れた後、再度公告を実施するものとする。
 - (オ) 契約書作成後にあつては、施工が可能であると判断される場合には、契約を継続し、不可能であると判断される場合には、契約を解除するものとする。
- (2) 復旧・復興 J V の構成員の一部が破産又は解散等した場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

ア 破産又は解散等が開札の時より前になされた場合

- (ア) 破産又は解散等した構成員（以下「破産構成員」という。）を含む復旧・復興 J V については、認定及び確認を行わないものとする。
既に確認を行っている場合においては、これを取り消し、その旨を当該復旧・復興 J V に通知するものとする。
- (イ) 当該復旧・復興 J V の破産構成員以外の構成員については、開札の時より前であれば、入札公告に定める期限にかかわらず、残余の構成員により、又は残余の構成員に破産構成員に代わる構成員を補充することにより、新たに復旧・復興 J V を結成し、認定及び確認の申請を行うことができるものとする。
ただし、(ア) の場合を除き、当該復旧・復興 J V の競争参加資格が認めら

れない旨の通知を受けているときは、この限りでない。

- (ウ) 復旧・復興JVにより行わせる競争に単体有資格者の参加を認める旨を入札公告において定めている場合においては、(イ)にかかわらず、破産構成員に代わる構成員を補充せず、残余の構成員が単独で確認の申請を行うことができるものとする。
- (エ) (イ) 及び (ウ) の認定及び確認の申請があることをもって入札公告に定める入札及び開札の日時を変更することは行わないものとする。
- (オ) (イ) 及び (ウ) の認定及び確認の手続は、できる限り開札の時までに終了するよう、速やかに行うものとする。

イ 破産又は解散等が開札の時以降になされた場合

- (ア) 開札後落札決定までの間においては、破産構成員を含む復旧・復興JVについては、認定及び確認を取り消し、その旨を当該復旧・復興JVに通知するものとする。
 - (イ) 落札決定時以降は、契約書作成前であったとしても契約は部分的には成立しており、契約の相手方を変更することは認められない。
この契約の取扱いについては、残余の構成員の施工能力を総合的に判断し、決定するものとする。
 - (ウ) (イ) の判断に当たっては、残余の構成員の施工能力を踏まえつつ、現場の状況、下請企業及び金融機関との関係等を勘案して、当該復旧・復興JVにおいて施工が可能なものはできる限り施工させることを基本とする。
 - (エ) 契約書作成前にあつては、施工が可能であると判断される場合には、契約書を作成し、不可能であると判断される場合には、契約の解除を申し入れた後、再度公告を実施するものとする。
 - (オ) 契約書作成後にあつては、施工が可能であると判断される場合には、契約を継続し、不可能であると判断される場合には、契約を解除するものとする。
- (3) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に復旧・復興JVの構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱いについては、以下のとおりとする。
- ア 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に復旧・復興JVの構成員の一部が指名停止措置を受けた場合においては、当該指名停止措置を受けた者（以下「被指名停止会社」という。）を含む復旧・復興JVについては、競争参加資格が認められない。
- イ 被指名停止会社以外の構成員については、開札の時より前であれば、入札公告に定める期限にかかわらず、被指名停止会社に代わる構成員を補充した上で、新たに復旧・復興JVを結成し、認定及び確認の申請を行うことができるものとする。

- ウ イにかかわらず、残余の構成員が2者である場合、復旧・復興JVにより行わせる競争に2者を構成員とする復旧・復興JVの参加を認める旨を入札公告において定めている場合においては、当該2者が新たに復旧・復興JVを結成することにより、認定及び確認の申請を行うことができるものとする。
- エ イ及びウにかかわらず、復旧・復興JVにより行わせる競争に単体有資格者の参加を認める旨を入札公告において定めている場合においては、被指名停止会社に代わる構成員を補充せず、残余の構成員が単独で確認の申請を行うことができるものとする。
- オ イ、ウ及びエの認定及び確認の申請があることをもって入札公告に定める入札及び開札の日時を変更することは行わないものとする。
- カ イ、ウ及びエの認定及び確認の手続は、できる限り開札の時までに終了するよう、速やかに行うものとする。

10. その他

「共同企業体への工事の発注に関する留意事項等について」（平成15年10月1日付け鉄業契第65号・鉄計積第30号通達）については、復旧・復興JVについても適用があるものとする。

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構〇〇〇〇発注に係る〇〇工事（当該工事内容の変更を伴う工事を含む。以下「復旧・復興工事」という。）の請負
- (2) 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇復旧・復興建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、〇年〇月〇日に成立し、復旧・復興工事の請負契約の履行後〇箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 復旧・復興工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該復旧・復興工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇建設株式会社
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、復旧・復興工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金、部分払金及び出来形払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該復旧・復興工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、復旧・復興工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、復旧・復興工事の請負契約の履行及び下請契約その他の復旧・復興工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、復旧・復興工事完成の都度当該復旧・復興工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が復旧・復興工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち復旧・復興工事の工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して復旧・復興工事を完成する。
- 3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行なうものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行なわない。

(構成員の除名)

第 17 条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、復旧・復興工事の工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 18 条 構成員のうちいずれかが復旧・復興工事の工事途中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 19 条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とするものであるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第 20 条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 21 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役〇 〇 〇 〇 印

〇〇建設株式会社

代表取締役〇 〇 〇 〇 印

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書（乙）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連携して行うことを目的とする。

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構〇〇〇〇発注に係る〇〇工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「復旧・復興工事」という。）の請負
- (2) 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇復旧・復興建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、〇年〇月〇日に成立し、復旧・復興工事の請負契約の履行後〇箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 復旧・復興工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該復旧・復興工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、復旧・復興工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金、部分払金及び出来形払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担工事額）

第8条 各構成員の復旧・復興工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇の〇〇工事 〇〇株式会社

〇〇〇の〇〇工事 〇〇株式会社

2 前項に規定する分担工事の価格（運営委員会で定める）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、復旧・復興工事の完成に当るものとする。

（構成員の責任）

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条 構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条 復旧・復興工事施工中に発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員が

これを負担するものとする。

- 2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。
- 3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。
- 4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免かれるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が復旧・復興工事を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが復旧・復興工事の工事途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該企業体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担工事を完成するものとする。

- 2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社
代表取締役〇 〇 〇 〇 印

〇〇建設株式会社
代表取締役〇 〇 〇 〇 印

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構〇〇〇〇発注に係る下記工事については、
〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する
工事の工事額を次のとおり定める。

ただし、分担工事の一つにつき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じ
て分担の変更があったものとする。

記

- 1 工事名称 〇〇〇〇〇〇工事
- 2 分担工事額（消費税分を含む。）
 - 〇〇工事 〇〇建設株式会社 〇〇円
 - 〇〇工事 〇〇建設株式会社 〇〇円

〇〇建設株式会社外〇社は、工事の分担について、上記のとおり定めたので、その証拠と
してこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社 代表取締役〇〇〇〇 印

〇〇建設株式会社 代表取締役〇〇〇〇 印